

<報道発表資料>  
(経済同時)

令和7年3月31日

京都市産業観光局クリエイティブ産業振興室

きょう  
「京の手しごと工芸品店」の募集

京都市では、平成14年度に「京都市京の手しごと工芸品製造店舗推奨制度」を創設し、小規模な伝統産業業種の振興・発展に取り組んでおり、提燈、京こま、京瓦、和蠟燭などの希少な伝統工芸品を製作する51店舗を「京の手しごと工芸品店」として推奨し、魅力発信をはじめとした支援を行っています。

この度、「京の手しごと工芸品店」として本市が推奨する店舗を募集します。

【「京の手しごと工芸品店」として推奨の対象となる店舗】

以下の要件を全て満たしている店舗

- 工芸品要件
  - ア 製造工程の主要部分が手作業で、伝統的な技術により製造されていること
  - イ 京都府下において伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づく指定などを受けていないこと
  - ウ 京都市内において100年以上製造されていること
- 店舗要件
  - ア 京都市内において創業10年以上であること
  - イ 京都市内で工芸品を製造していること
  - ウ 同種の工芸品を製造している店舗が京都市内でごく少数であること

【申請方法】

所定の申請用紙を受付期間内に次の(1)~(3)のいずれかの方法により提出してください。  
申請用紙は以下のホームページ、二次元コードからダウンロードできます。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000338937.html>



- (1) メールアドレス [densan@city.kyoto.lg.jp](mailto:densan@city.kyoto.lg.jp)
  - (2) F A X 075-222-3331
  - (3) 郵送 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地  
京都市産業観光局クリエイティブ産業振興室
- 受付期間 令和7年4月1日(火)~18日(金)(必着)

【その他】

- 推奨店舗一覧は別紙のとおり。
- 推奨店になると、京都市伝統工芸連絡懇話会<sup>※</sup>の役員会の承認を得て、新たな会員となる資格を得ることができます。

※ 本市において永年稀少で貴重な伝統工芸品を製造している事業者で構成、組織され、会員相互の親睦交流を図り、その維持及び振興発展に寄与することを目的としている。展示販売会「京に生きづく手しごと展」をはじめとした事業を実施している。

URL : <https://kyoto-kougei.com/>



京都の伝統産業

Traditional Industries of Kyoto

京都の伝統産業ロゴ

<お問合せ先>

京都市産業観光局クリエイティブ産業振興室

電話：075-222-3337